

# 定員管理適正化計画

(平成22～26年度)



猿 払 村

## 1. これまでの定員管理の実施状況

部門	区分	職員数(人)									H21 - H17
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
福祉関係を 除く一般行政	議会	3	3	3	3	2	2	2	2	2	0
	総務	22	23	25	22	22	21	20	18	18	4
	税務	3	3	3	3	4	3	3	3	3	1
	農水	10	10	9	9	8	7	7	6	6	2
	商工	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1
	土木	6	5	6	6	4	3	3	5	5	1
	小計	47	47	49	46	42	38	37	35	35	7
福祉関係	民生	24	23	24	23	23	23	21	19	19	4
	衛生	6	6	5	5	5	5	4	5	5	0
	小計	30	29	29	28	28	28	25	24	24	4
一般行政計		77	76	78	74	70	66	62	59	59	11
定員モデル超過数		1	2	0	4	8	12	16	15	12	
特別行政	教育	11	11	11	11	12	12	12	12	12	0
	小計	11	11	11	11	12	12	12	12	12	0
公営企業等	病院	28	28	27	26	26	26	27	27	28	2
	水道	4	3	2	2	1	2	2	1	1	0
	下水道	2	3	1	1	1	1	1	2	2	1
	その他	2	2	2	2	2	2	5	5	5	3
	小計	36	36	32	31	30	31	35	35	36	6
総合計		124	123	121	116	112	109	109	106	107	5

職員数は、毎年4月1日現在の定員管理調査報告数値

## 2. 過去の定員適正化計画の具体的内容および達成状況

平成8年度から平成12年度までの第1次計画において、業務の民間委託、OA化等行政機構等の事務事業の見直しにより減員を図ってきました。平成13年度以降は、新規採用をやめ、退職者の補充を行わず人員の削減を実施してきました。特に第2次計画時期の平成18年からの新行政改革(集中改革プラン)により定員管理目標を総数106人(純減率5.4%)を目標に置き、機構の見直し、事務事業の見直しを図りながら7名の減員を図ってきた処であります。

目標とする総数106人には一步届かなかったものの、概ね目標数値は達成できたものと判断している状況であります。

## 3. 定員管理の現状分析および課題

今後は、ますます進む地方分権化にあって地方への事務事業権限の委譲により、国・道で行ってきた事業が地方自治体に量的権が移行されるものと想定され、それに係

る職員数は必要と考えるが、一方で、財政的にも変化する補助金制度等により、更なる行財政が厳しくなると想定される。このような中であって、表1にあるように平成22年から急増する退職者の補充を必要最小限にとどめ、職員同士の横のつながりを強固なものとし、事務の効率化や適正な人員配置と職員の創意工夫のもと、少数精鋭主義に徹した行政運営を行い、定員の適正化を図っていく必要がある。

また、年金支給開始年齢の延長に伴い公務員の定年が平成25年以降、現在の60歳から段階的に65歳まで引き上げられる法整備が進められており、将来的には、これらに係る給与形態、役職、業務の在り方や定員管理における職員の年齢構成等の見直しを視野に入れる必要がある。

(表1)《年度別定年退職者数調べ》

平成22年4月1日現在

(消防職対象外)

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合 計
定年退職者数	3人	3人	6人	4人	2人	2人	3人	1人	0人	5人	29人

現状と課題は表2にまとめるとおりである。

(表2)《定員管理の現状と課題》

部 門	現 状	課 題
民 生	未満時園児、療育園児の増加 保育士の高年齢化	村内常設保育所において、療育の必要な入園児の増加並びに未満時園児の増加が課題となる。 また、保育士の高年齢化等により保育体制の見直しも急務となる。今後においては、現有保育士の配置転換等も考慮し、新採保育士を検討する。また、療育等などに対応する保育士の増員については、極力臨時職員・代替保育士等の採用に置換える。
教 育	小学校6校・中学校1校 運転技術員の高年齢化	児童・生徒の通学にスクールバスの運行については、業務委託を基本とし、運転技術員の退職に伴う新規職員の採用は抑制する検討が必要である。

## 4. 今後の定員管理のあり方

### (1)定員管理適正化計画の基本的な考え方

#### 定員管理適正化目標(目標とする職員数)

平成22年度から平成26年度までの5カ年間で第2次計画時期の前集中改革プランで示した106人を目標基準値とするが、臨時・再任用を検討する中で、職員数については、出来る限り必要最小限とし少数精鋭主義を図ることとする。

#### 主な定員管理手法の概要

保育士の高年齢化に伴い事務吏員への配置転換を検討し、新採保育士の採用を検討するとともに、未満児保育・療育保育等に対応するため、臨時・パート職員で対応していく。また、教育部門におけるスクールバス運行のための技術吏員についても民間委託について検討し事務吏員への配置転換を検討していく。

事務部門については、事務改善等を行い、退職者補充を必要最小限にとどめ、新たな行政需用については、現職員の流用により対応することとする。また、再任用

制度の活用についても合わせて検討をすることとする。

(表3)《定員適正化計画》

いずれの年度も4月1日現在

部 門	区 分	計 画 期 間						計
		H22	H23	H24	H25	H26		
一般行政部門	職 員 数 A	61	63	64	61	61		
	退 職		2	1	6	2	11	
	新 規 採 用 ( 臨 時 雇 用 も 検 討 )		4 (内2保母士2)	2	3 (内2保母士1)	1	10	
	対 前 年 増 減 数		2	1	3	1	1	
特別行政部門	職 員 数 B	11	10	10	10	9		
	退 職		2	0	0	1	3	
	新 規 採 用 ( 臨 時 雇 用 も 検 討 )		1	0	0	0	1	
	対 前 年 増 減 数		1	0	0	1	2	
公 営 事 業 等	職 員 数 C	37	37	37	37	37		
	退 職		0	2	0	3	5	
	新 規 採 用 ( 臨 時 雇 用 も 検 討 )		0	2	0	3	5	
	対 前 年 増 減 数		0	0	0	0	0	
合 計	職員数 A + B + C	109	110	111	108	106		
	対 前 年 増 減 数		1	1	3	2	3	